

小櫃堰公園指定管理者募集要項

令和5年7月

木更津市都市整備部市街地整備課

小櫃堰公園指定管理者募集要項

小櫃堰公園の指定管理者を次のとおり募集します。

1 小櫃堰公園の施設の概要

- (1) 名 称 小櫃堰公園（おびつぜきこうえん）
- (2) 所 在 地 木更津市祇園 358 番地
- (3) 敷地面積 8.55ha
- (4) 有料施設 庭球場 4 面（約 3,000 m²）

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）とします。

3 指定管理料

- (1) 指定期間総額 108,000 千円（消費税及び地方消費税相当額込み）以内
なお、消費税率は、10%として算定しております。今後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正に伴い、消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとします。
- (2) 木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、指定期間の全体額については基本協定で、毎年度の指定管理料については年度別協定で明示することとなります。（協定で定めた金額については、原則として変更することはありません。）
- (3) 指定管理業務に係る経費は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に、四半期に分けて支払われます。なお、除草経費分については、第三四半期までに支払います。

4 指定管理者が行う業務の範囲（木更津市都市公園条例（昭和 41 年木更津市条例第 4 号）第 7 条の 3）

- (1) 小櫃堰公園の維持管理に関する業務
 - (2) 庭球場の使用の許可に関する業務
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定による、庭球場を使用する者からの使用料の徴収に関する業務
 - (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務
- ※ 業務内容の詳細については、「小櫃堰公園指定管理者に関する仕様書」のとおりです。

5 応募資格

- (1) 都市公園の維持管理業務に関する知識と経験を有し、本募集要項に示す指定期間中、安全で円滑に施設を維持管理及び運営をすることができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 個人で応募することはできません。
- (3) 連合体を構成して応募する団体

ア 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うこと（他の法人等は構成員とする。）。

イ 連合体応募の代表団体、構成団体は、重ねて単独の団体としては応募できません。また、複数の連合体の構成員になることはできません。

(4) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの

イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの

ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っている法人

オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼職禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）、第 168 条（会計管理者の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当するもの

カ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しないもの

キ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過していないもの

ク 応募団体またはその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ケ 役員等が暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

コ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

サ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

シ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ス 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

セ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。

ソ 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）

6 指定管理者の公募及び選定スケジュール

指定管理者の公募から決定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。詳細については、次項以降で確認してください。

	内 容	日 程
公 募	公募の周知（市公式ホームページ）	令和5年7月1日～
	募集要項（紙文書）の配布	令和5年7月3日～10日（閉庁日除く）
	現地見学会	令和5年7月14日
	公募内容に関する質問の受付	令和5年7月19日～7月21日
	質問に対する回答	令和5年7月26日（予定）
	申請書等の受付	令和5年8月1日～7日（閉庁日除く）

選 定 手 続 等	指定管理者候補者選定委員会	令和5年10月上旬（予定）
	指定管理者候補者の決定通知 （応募者全員に対する結果通知）	令和5年10月中旬（予定）
	指定管理者の指定議案の提案、議決	令和5年12月議会
	指定管理者指定通知書の交付	令和5年12月（予定）
	指定管理者との協定締結	令和6年2月（予定）
	前任者からの引継ぎ	令和6年3月31日まで

7 募集要項及び仕様書等の配布

(1) 配布期間及び配布時間（紙文書）

令和5年7月3日（月）から令和5年7月10日（金）まで（閉庁日を除く）

午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所（紙文書）

木更津市役所 都市整備部 市街地整備課 公園担当（木更津市役所 朝日庁舎）

〒292-8501 木更津市朝日3-10-19 イオンタウン木更津朝日2階

(3) 郵送による配布（紙文書）

郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼付した返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市役所都市整備部市街地整備課あて請求（7月10日までに必着）ください。

(4) 市ホームページからダウンロード

募集要項等は、市ホームページからダウンロードも可能です。（7月1日～）

FAX、電子メール等による配布は行いません。

8 応募手続き

(1) 応募書類

ア 応募書類は、次の表のとおりです。

イ 連合体で応募する場合は、①、②、③、⑪、⑫以外の書類は、すべての構成員ごとに提出してください。

提出書類	提出部数	備考
① 指定管理者指定申請書	正 1 部 副 10 部	第 1 号様式
② 指定施設の管理に係る事業計画書 令和 6 年度から 10 年度までの事業計画について提案してください。	正 1 部 副 10 部	様式第 1 号 ②-1 から②-14 まで
③ 指定施設の管理に係る収支計画書 令和 6 年度から 10 年度までの収支計画について提案してください。	正 1 部 副 10 部	様式第 2 号 ③
④ 団体の経営状況を説明する書類 財務状況を明らかにすることができる書類であり、法人にあっては、決算書類（申請日の直近 2 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等であり、その他の団体にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 2 か年の収支決算書等である。	正 1 部 副 10 部	状況に応じた形式による。
⑤ 団体の組織及び概要を記載した書類 団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類	正 1 部 副 10 部	様式第 3 号 ⑤
⑥ 団体の役員名簿 *応募団体及びその役員の情報を、警察に提供することについての同意書	正 1 部 副 10 部	様式第 4 号 ⑥
⑦ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	正 1 部 副 10 部	各状況に応じた形式による。
⑧ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書	正 1 部 副 10 部	
⑨ 印鑑証明書 (応募申込日前 3 か月以内)	正 1 部 副 10 部	
⑩ 納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各 1 か年分（市税については、「市税完納証明書」。）[注]	正 1 部 副 10 部	
⑪ 構成団体を記載した書類（※法人で連合体を構成した場合）	正 1 部 副 10 部	様式第 5 号 ⑪
⑫ 連合体協定書（※法人で連合体を構成した場合） 構成団体の役割分担等を明らかにし、連合体結成を証明できる書類	正 1 部 副 10 部	様式第 6 号 ⑫

⑬ 雇用保険等の加入状況 労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険） 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入状況を確認できる書類	正 1 部 副 10 部	任意様式
--	-----------------	------

[注]

- 1 木更津市内に本社がある場合は、市税（法人市民税・代表者個人の市県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・市内業者
- 2 木更津市内に営業所がある場合は、市税（法人市民税）、千葉県税（法人事業税・法人県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・準市内業者
- 3 千葉県内に本社がある場合は、千葉県税（法人事業税・法人県民税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）・・・県内業者
- 4 千葉県外に本社がある場合は、国税（法人税・消費税及び地方消費税）及び千葉県内に営業所等があるものは、千葉県税（法人事業税・法人県民税）・・・県外業者

上記 3 及び 4 に該当するもので法人又は代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

法人登録のない団体においては、代表者の所得税及び代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

(2) 応募書類の受付場所

木更津市役所 都市整備部 市街地整備課 公園係（木更津市役所 朝日庁舎）
イオンタウン木更津朝日 2 階

(3) 受付期間及び受付時間

令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 8 月 7 日（月）まで（閉庁日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出方法

応募書類は、持参又は郵送により提出してください。

F A X、電子メール等による提出は、受け付けません。

また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

なお、提出書類「正・副」（1 1 部）には、インデックスを付してください。

(5) 追加書類の提出

木更津市が必要と認める場合は、本要項 8 (1) で定める提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、提出書類の提出後に申請団体に対してヒアリングを実施する場合があります。

(7) 応募者が運営する類似施設等の实地調査

木更津市が必要と認める場合は、申請団体が運営する類似施設等の实地調査を行う場合があります。

(8) 著作権の帰属

提出書類の著作権は申請団体に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な

場合には、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(9) 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

(10) 費用の負担

ア 応募に関する費用は、すべて申請団体の負担とします。

イ 応募書類は、返却しません。

9 現地見学会の開催

(1) 開催日時 令和5年7月14日（金）午後3時から

ア 参加を希望する団体は、令和5年7月12日（水）午後5時までに、直接、FAX又は電子メールで申し込みください。（別紙説明会参加申込書）

（FAX等で申し込む場合には、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。）

イ 見学会当日の参加者は、各団体2名以内をお願いします。

(2) 開催場所

木更津市祇園 358 番地 小櫃堰公園管理事務所

※見学会当日の質問は受付しておりません。質問がある場合は、以下 10 により質問をしてください。

10 公募内容に関する質問

募集要項等の公募内容に係る質問は、次により行ってください。

(1) 質問の方法

直接提出又は、郵送、FAX、電子メールのいずれかで行ってください。（別紙質問書）

（郵送等で送付する場合には、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。）

(2) 質問の受付期間

令和5年7月19日（水）午前9時～令和5年7月21日（金）午後5時（必着）

（質問事項は、早期に提出くださるようお願いします。）

(3) 質問の受付場所

木更津市役所 都市整備部 市街地整備課 公園係（木更津市役所 朝日庁舎）

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年7月26日（水）に行う予定です。

11 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定の進め方

ア 木更津市が設置する外部委員を含めた指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募者（申請団体）の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）として選定します。なお、指定候補者の選定に当たり選定委員会が必要と認めたときは、申請団体に説明を求める場合があります。また、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

イ 選定委員会の選定結果に基づき、10月中に、木更津市長が指定候補者を選定します。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、次の選定基準及び審査（評価）基準並びに配点ウェイトにより審査します。

選定基準 (条例規定事項)	審査（評価）基準		配点 ウェイト
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号）第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について	ア 公の施設を管理するに相応しい組織としての理念、姿勢が示されているか。 イ 施設の設置目的と提案された管理運営方針が合致しているか。	8点
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	ア 施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか。 イ 事業内容等が一部の市民、団体等に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	8点
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について	ア 施設の設置目的を理解した内容となっているか。	4点
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	ア 利用者の要望を把握し、サービスの向上に反映するための方策は、具体的であり、実現性が高いものか。	4点
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	ア 施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか。	4点
	(4) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	ア 維持管理は効率的に計画されているか。 イ 経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。	4点
	(5) 施設管理の安全性への配慮について	ア 施設の安全管理について具体的な対応がはかられているか。 イ 緊急時対策や防災対策はとられているか。	4点
	(6) 事業計画の実現可能性について	ア 事業計画は具体的であって、実現可能なものか。	4点
	(7) 新規、魅力的な提案の有無について	ア その他新規、魅力的な提案はあるか。	4点
	(8) 指定管理料の相対的評価について		20点
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う	(1) 施設管理への意欲、熱意について	ア 提案された書類等から、施設管理への意欲、熱意が感じられるか。	4点

人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条第1項第2号）	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	ア 類似施設の管理運営実績があるか。 イ 類似施設を管理運営した経験を有する者がいるか。	4 点
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について	ア 職員体制、職員数は十分か。 イ 職員採用、確保の方策は適切か。 ウ 職員の指導育成、研修体制は十分か。	4 点
	(4) 団体の安定性、継続性について	ア 安定的、継続的に運営ができる財務状況であるか。	4 点
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	ア 個人情報保護制度の有無、または制度化する意思の有無について。 イ 情報公開制度の有無、または制度化する意思の有無について。	4 点
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	ア 収入、支出の積算と事業計画との整合性は図れているか。	4 点
	(7) 収支計画の実現可能性について	ア 収支計画の実現可能性はあるか。	4 点
4 その他別に定める基準（木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	ア 社会的弱者への配慮について具体的な提案があり、効果的なものであるか。	8 点
合計点数			100 点

※市内事業者等の参入機会増大のための加点について

申請団体が市内事業者等の場合は次のとおり総合計点に加点いたします。

	本社所在地	契約権限を委任された支社等所在地	代表の本社所在地	構成団体の本社所在地	総合計点への加点
単 体	市内	問わない			5 %
	市外	市内			3 %
共同事業体			市内	全団体が市内	5 %
				それ以外	4 %
			市外	一部団体が市内	3 %

(3) 簡易審査

申請者が現在指定管理として指定されているもの1者だけであった場合は、簡易審査とします。選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数を超えた場合に、指定候補者とします。

(4) 選定結果

- ア 指定候補者の選定は、令和5年10月上旬に実施の予定です。
- イ 選定結果は、申請団体全員に通知します。
- ウ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(5) 木更津市議会の議決等

- ア 木更津市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和5年12月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が小櫃堰公園の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。
 - ① 上記アの議案を木更津市議会が否決したとき。
 - ② 上記アの議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
 - ③ 上記アただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

12 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は木更津市と協定を締結します。

(3) 協定内容

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
- ウ 市が支払うべき指定施設の管理費用に関する事項
- エ 指定施設の利用料金に関する事項
- オ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- カ 市による指示・指導に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ケ 指定施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- コ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- サ 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

13 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

14 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

(2) 虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合には、速やかに辞退届を提出してください。

15 市内雇用配慮

本業務により、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図ってください。

16 公租公課の取扱い

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる法人市民税（法人県民税）、事業を行う者にかかる事業所得税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（TEL 0438 - 25 - 1110）へお問い合わせください。

17 インボイス制度について

令和5年10月から導入が予定されている消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）において指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。詳細は、国税庁のホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

18 職員の駐車場について

管理人等の通勤車両の駐車場については、指定管理者が用意してください。

なお、指定管理者において駐車場の用意が出来ない場合のみ、施設利用者に支障のない範囲で使用台数を市に申告し、施設内に駐車することを認めます。ただし、使用料については、指定管理者の負担とします。

19 添付資料

- (1) 小櫃堰公園指定管理者に関する仕様書
- (2) 小櫃堰公園の管理指針

20 問い合わせ先

木更津市役所 都市整備部 市街地整備課 公園係

〒292-8501 木更津市朝日3-10-19（イオンタウン木更津朝日2階）

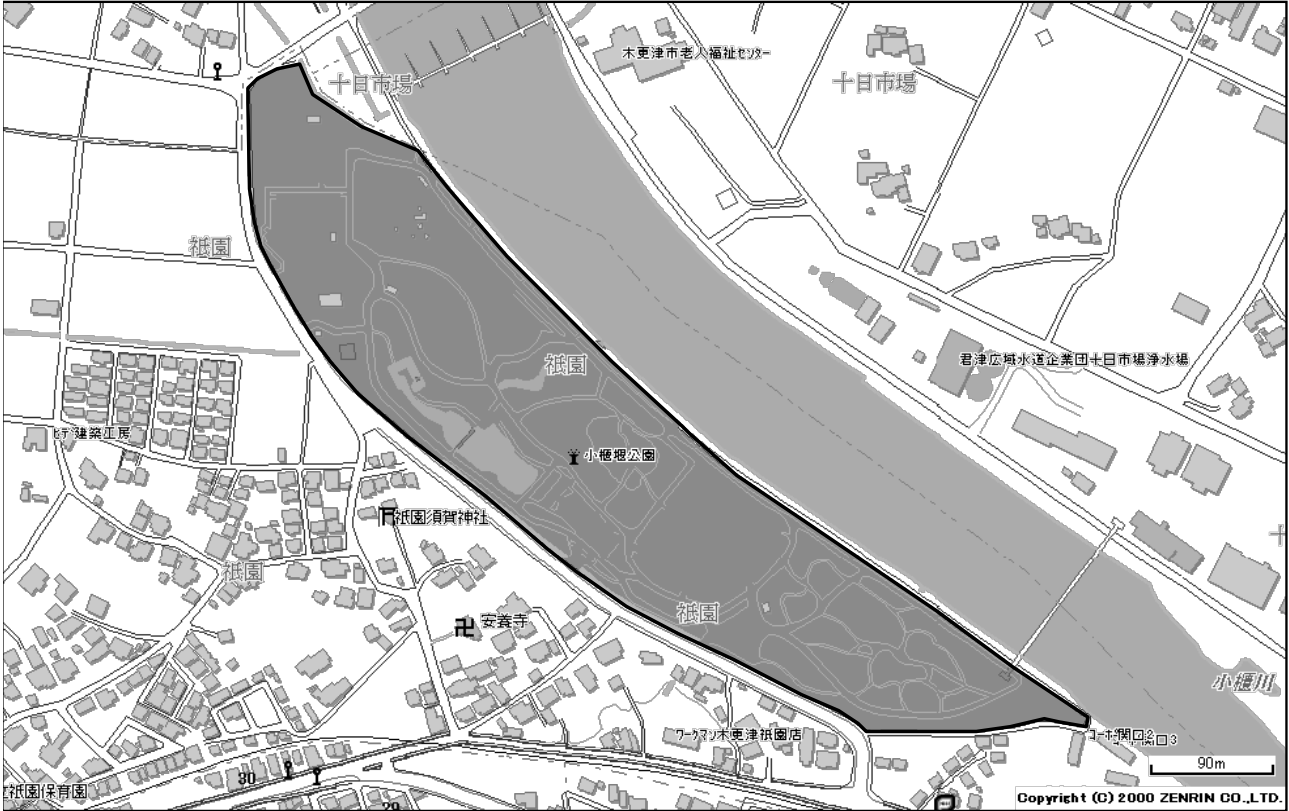
電話 0438-23-8467 FAX 0438-22-4736

メールアドレス：shigaichi@city.kisarazu.lg.jp

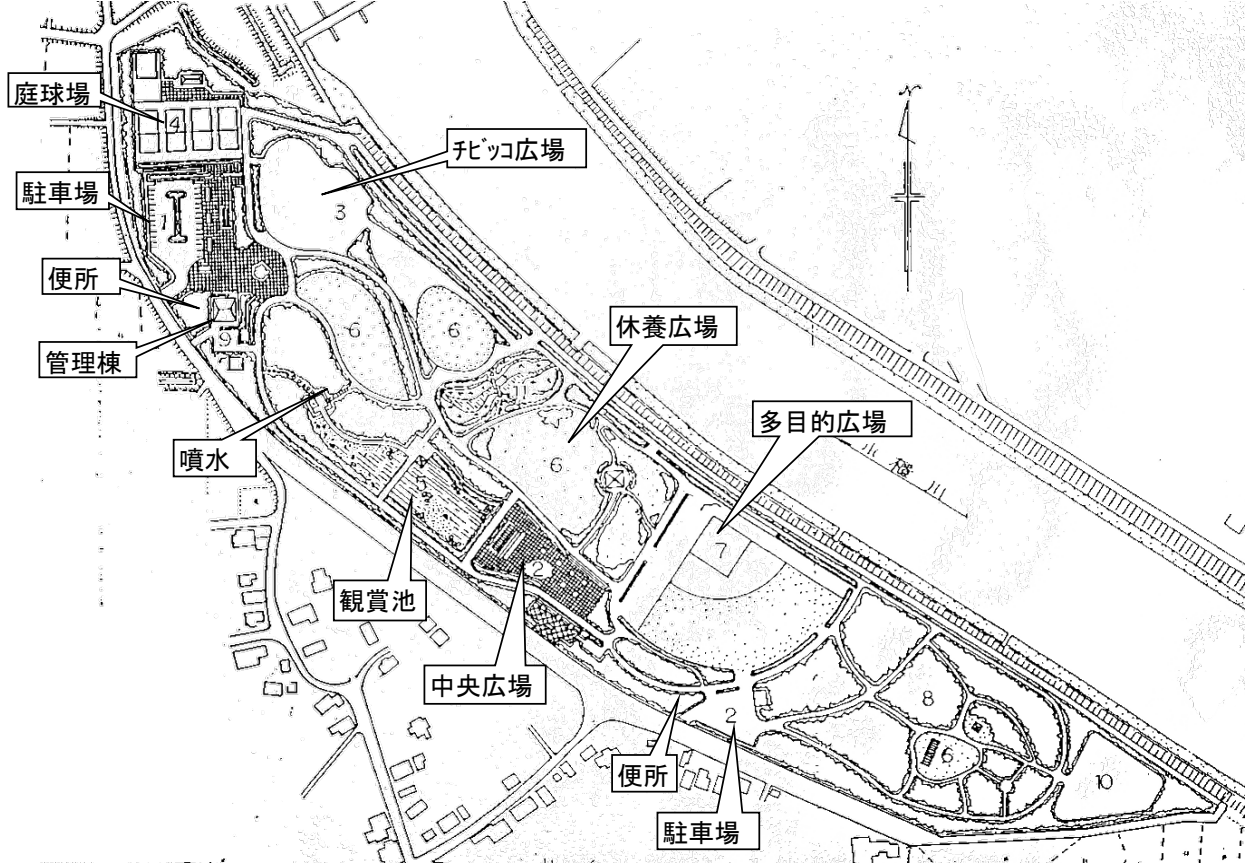
小櫃堰公園位置図及び平面図

位置図

所在地 祇園358番地
面積 8.55ha



平面図



木更津市小櫃堰公園指定管理者候補者選定評価表【 】 委員名：_____（標準型）

選 定 基 準 (条例規定事項)	審 査（評価）基 準	配 点	採 点（○で囲む）					採点の参考と する事項等
			a	b	c	d	e	
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	8点	8	6	4	2	0	・事業計画書
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	8点	8	6	4	2	0	
小 計		16点	点					
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について	4点	4	3	2	1	0	・事業計画書 ・収支計画書
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	4点	4	3	2	1	0	
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	4点	4	3	2	1	0	
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	4点	4	3	2	1	0	
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	4点	4	3	2	1	0	
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	4点	4	3	2	1	0	
	(7) 事業計画の実現可能性について	4点	4	3	2	1	0	
	(8) 指定管理料の相対的評価について	20点	別の計算による					
小 計		48点	点					
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について	4点	4	3	2	1	0	・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書・
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	4点	4	3	2	1	0	
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等	4点	4	3	2	1	0	
	(4) 団体の安定性、継続性について	4点	4	3	2	1	0	
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	4点	4	3	2	1	0	
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	4点	4	3	2	1	0	
	(7) 収支計画の実現可能性について	4点	4	3	2	1	0	
小 計		28点	点					
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	8点	8	6	4	2	0	・事業計画書
小 計		8点	点					
合 計 点 数		100点	点					

※ 採点基準 【a】優秀である。（高度の能力を有している。） 【b】満足できる。（十分な能力を有している。） 【c】平均的である。
【d】物足りなさを感じる。（能力が若干乏しい。） 【e】劣っている。（まかせることが不安である。）